

令和5年度

南三陸町議会会議録

8月会議	8月30日	開	会
	8月30日	散	会

南三陸町議会

令和5年8月30日（水曜日）

令和5年度南三陸町議会8月会議会議録

令和5年8月30日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山 貴博

議事日程 第1号

令和5年8月30日（水曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 及川幸子君の議会運営委員の辞任について
 - 第 4 今野雄紀君の議会運営委員の辞任について
 - 第 5 議会運営委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。8月会議御苦勞様でございます。どうぞよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会8月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から、取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により、議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 及川幸子君の議会運営委員の辞任について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、及川幸子君の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、及川幸子君の退場を求めます。及川幸子君

○議長（星 喜美男君） 8月9日、及川幸子君から一身上の都合により辞任をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。及川幸子君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩します。

午前10時 2分 休憩

午前10時 2分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。及川幸子君が着席しています。及川幸子君にお伝えいたします。議会運営委員の辞任については、許可されました。

日程第4 今野雄紀君の議会運営委員の辞任について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、今野雄紀君の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、今野雄紀君の退場を求めます。今野雄紀君

○議長（星 喜美男君） 8月21日、今野雄紀君から一身上の都合により辞任をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。今野雄紀君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩します。

午前10時 4分 休憩

午前10時 5分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは再開します。今野雄紀君が着席しています。今野雄紀君にお伝えいたします。議会運営委員の辞任については、許可されました。

日程第5 議会運営委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

日程第3及び日程第4の議会運営委員の辞任の許可に伴い、議会運営委員の補欠委員の選任が必要となっております。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、南三陸町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、阿部司君、高橋尚勝君を指名いたします。これに御

意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。議会運営委員の選任については、阿部司君、高橋尚勝君に決定いたしました。

なお、任期につきましては、南三陸町議会委員会条例第3条第2項の規定により、前任者の残任期間とし、令和5年11月10日までとなります。よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和5年度南三陸町議会8月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前10時07分 散会